

(高速取引行為者向けの監督指針（新旧対照表）)

改正後	現行
Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続 Ⅲ－２ 業務の適切性 Ⅲ－２－１ 業務管理体制の整備 Ⅲ－２－１－２ 異常動作等の防止等の管理態勢 高速取引行為者には、金商法第 66 条の 57 第 1 号において、高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備（以下「取引システム」という。）について、電子情報処理組織の異常な動作その他の事由（以下「異常動作等」という。）により金融商品市場の機能の十全な発揮に支障を及ぼさないようにするための管理が十分でないと認められる状況にならないように、高速取引行為に係る業務を行わなければならないことが求められているほか、金商業等府令第 336 条第 2 号において、取引システムについて、同号の管理を十分に行うための措置を講じることが求められている。 これらの点については、Ⅲ－２－１で準用する総合指針Ⅲ－２－８－１（１）に記載する着眼点に準ずることとするほか、例えば、以下の点に留意して検証するものとする。 ①～③ （略）	Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続 Ⅲ－２ 業務の適切性 Ⅲ－２－１ 業務管理体制の整備 Ⅲ－２－１－２ 異常動作等の防止等の管理態勢 高速取引行為者には、金商法第 66 条の 57 第 1 号において、高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備（以下「取引システム」という。）について、電子情報処理組織の異常な動作その他の事由（以下「異常動作等」という。）により金融商品市場の機能の十全な発揮に支障を及ぼさないようにするための管理が十分でないと認められる状況にならないように、高速取引行為に係る業務を行わなければならないことが求められているほか、金商業等府令第 336 条第 2 号において、取引システムについて、同号の管理を十分に行うための措置を講じることが求められている。 これらの点については、Ⅲ－２－１で準用する総合指針Ⅲ－２－８（１）に記載する着眼点に準ずることとするほか、例えば、以下の点に留意して検証するものとする。 ①～③ （略）